

～各種控除額の一覧表～

◎所得控除

＜雑損控除＞

（実質損失額－総所得金額等の合計額×10%）又は（災害関連支出の金額－5万円）のうちいずれか高い方の金額

＜医療費控除＞

医療費の実質負担額－（10万円 又は 総所得金額等の5% のうちいずれか低い金額）（限度額200万円）
※セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）
特定一般用医薬品等購入費－1万2千円（限度額8万8千円）

＜社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除＞

支払った保険料、掛金等の金額

＜生命保険料控除＞

保険料の支払金額		控 除 額
新契約	12,000円以下のとき	全額
	12,000円超32,000円以下のとき	支払金額×1/2＋ 6,000円
	32,000円超56,000円以下のとき	支払金額×1/4＋14,000円
	56,000円超のとき	28,000円
旧契約	15,000円以下のとき	全額
	15,000円超40,000円以下のとき	支払金額×1/2＋ 7,500円
	40,000円超70,000円以下のとき	支払金額×1/4＋17,500円
	70,000円超のとき	35,000円
一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額70,000円）		
一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額28,000円）		

＜地震保険料控除＞

保険料の支払金額		控 除 額
地震保険料	50,000円以下のとき	支払金額×1/2
50,000円超のとき		25,000円
旧長期契約	5,000円以下のとき	全額
	5,000円超15,000円以下のとき	支払金額×1/2＋2,500円
	15,000円超のとき	10,000円
地震保険料、旧長期契約の両方がある場合の限度額は25,000円		

＜配偶者控除・配偶者特別控除＞

納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	一般	33万円	22万円	11万円
	老人	38万円	26万円	13万円
所得金額		控 除 額		
配偶者	48万円超			
	100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超			
	105万円以下	31万円	21万円	11万円
者	105万円超			
	110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超			
	115万円以下	21万円	14万円	7万円
特	115万円超			
	120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超			
	125万円以下	11万円	8万円	4万円
控	125万円超			
	130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超			
	133万円以下	3万円	2万円	1万円

＜障害者控除＞

普通障がい者 26万円 特別障がい者 30万円 同居特別障がい者 53万円

＜寡婦控除・ひとり親控除・勤労学生控除＞

寡 婦 26万円 ひとり親 30万円 勤労学生 26万円

＜扶養控除＞

一 般 33万円 老 人 38万円 特 定 45万円 同居老親等 45万円

＜基礎控除＞

納税者本人の所得金額	控 除 額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超	
2,450万円以下	29万円
2,450万円超	
2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし

◎税額控除

＜調整控除＞

合計課税所得金額が200万円以下の者
次の①と②のいずれか少ない額の5%（市民税3%、県民税2%）に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額
合計課税所得金額が200万円超の者
次の①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（市民税3%、県民税2%）に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類	金額	控除の種類			
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
	普通 1万円				
	障害者控除 特別 10万円				
	同居特別 22万円				
寡婦控除	1万円	配偶者控除	一般 5万円	老人 10万円	2万円 3万円
ひとり親 父	1万円	特別配偶者控除	48万円超 50万円未満 50万円以上 55万円未満	5万円 4万円	2万円
控 除 母	5万円				
勤労学生控除	1万円				
	一般 5万円				
扶養控除	特 定 18万円	※納税者本人の所得額が2,500万円を超える場合、調整控除の適用はありません。			
	老 人 10万円				
	同居老親等 13万円				

＜住宅借入金等特別税額控除＞

前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額（97,500円を限度）を超える場合には、当該金額）に下欄の割合を乗じた金額
ただし、居住年が平成26年から令和3年まで（地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで）であって、特定取得、特別特定取得（特例取得及び特別特例取得を含む。）又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額
①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額）
②前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）
市 民 税 3/5 県 民 税 2/5

＜配当控除＞

課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
種 類		市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資信託等	外貨建等以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

＜配当割額・株式等譲渡所得割額の控除＞

区 分	市 民 税	県 民 税
配当割額 又は 株式譲等譲渡所得割額	3/5	2/5

＜寄附金税額控除＞

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額）が2千円を超える場合には、その超える金額の市民税は6%、県民税は4%に相当する金額
1. 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
2. 住所地の県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
3. 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の県又は市の条例で定めるもの
4. 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の県又は市の条例で定めるもの
ただし、1.の寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の市民税は5分の3、県民税は5分の2に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額）
課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額 割合（%）
195万円以下 84.895
195万円超 330万円以下 79.79
330万円超 695万円以下 69.58
695万円超 900万円以下 66.517
900万円超 1,800万円以下 56.307
1,800万円超 4,000万円以下 49.16
4,000万円超 44.055
0円未満（課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合） 90
0円未満（課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有する場合） 地方税法に定める割合
※ふるさと納税ワンストップ特例を適用の方は算出方法が異なります。